

お墓をつくるためには

市民生活課市民生活係 ☎0824・73・1154

お墓（墓地）をつくるには、市へ申請が必要です。

墓地は、先祖を供養するための大事な施設です。そのため、墓地は長期にわたって、清掃や草刈りをするなど、しっかりと管理していく必要があります。しかし、墓地が草に囲まれてしまっている、墓参りする者がいなくなり無縁墓になってしまうなど、管理が不十分になると、墓地周辺の住環境が悪化してしまいます。

住み良い環境を維持しつつ、墓地を長期にわたって管理していただくため、墓地をつくる時には、市の許可を受ける必要があります。

大切なお墓のために正しく手続きをしましょう。



墓地をつくるために大切なこと



1 墓地は自分の所有の土地にしかなることができません。

▼墓地は長期にわたってその土地に残ることになります。

▼自分の責任がある所有土地で、墓地の管理をお願いします。

2 墓地の周囲（100メートル以内）の方に墓地をつくることを知らせる必要があります。

▼墓地は周囲の環境に配慮しながらつくります。

▼周囲の方の理解を得ながら墓地の場所を決めていきます。

3 既存の墓地から遺骨を移動してくる場合には、改葬手続きが必要です。

▼焼骨しか改葬することができません。

▼先祖の墓地を勝手に移動されたといったトラブルを避けるため、事前に親族間でしっかりと話し合しましょう。

※主なものを記載していますが、そのほかにも注意事項があります。詳しくはお問い合わせください。

消費生活Q&A

～おしえて消費生活相談員～

vol.2



市民生活課市民生活係
☎0824・73・1154

問題の前に…

「訪問購入」ってどんなこと？

◆事業者が自宅などを訪れ、貴金属などの物品を買い取ることです。

◆悪質なものは、「押し売り」の逆で「押し買い」とも言えます。

◆「訪問購入」は、特定商取引法という法律で取引ルールが定められています。

Q 次の「訪問購入」について、正しいものはどれ？

① 突然訪問して勧誘しても、規制がないので問題ない。

② 買い取り業者になるのに許可は不要で、だれでもできる。

③ 書籍、DVD、ゲームソフト類の買い取りは、規制の対象外である。

④ 物品を引き渡した後はクーリング・オフができない。

解説

特定商取引法では、消費者からの要請がない突然の訪問購入は禁止されています（①—不正解）。

買い取り業者は古物商許可や、営業所以外の場面で買い取りをする場合は届出が必要です（②—不正解）。

物品の引き渡し後であっても、法定書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます（④—不正解）。また、その期間内であれば、物品の引き渡しを拒むこともできます。

ただし、自動車（2輪のものを除く）、家具、家電（携行が容易なものを除く）、書籍、CDやDVD、ゲームソフト類、有価証券などの買い取りは規制をすることができません（③—正解）。

●前回のQ&A（7月号）について

「電話で、料金が安くなると勧誘されてプロバイダを変更した場合、契約の取り消しはできない」と説明しましたが、法律の改正により、条件によっては契約の取り消しができるようになりました。詳しくはお問い合わせください。

買い物や契約、クーリング・オフに関する相談は庄原市消費生活センターへ！

☎0824・73・1228

平日9時～16時（12時～13時は除く）受付

A



正解は③です！